様式第5号（第4条関係）

文書番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

椎葉村長　　　　　　　印

年度椎葉村循環型林業促進事業補助金の交付決定について

　　年　　月　　日付で交付申請のあった椎葉村循環型林業促進事業補助金交付要綱に基づく　　年度　　　　　　　　　事業については、補助金等の交付に関する規則（昭和48年規則第11号）第4条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

1　交付決定額　　　　　　　　　円

2　交付決定の内容

　　　補助金交付の対象となる事業は、　年　月　日付け日で申請のあった　　年度　　　　　事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

3　交付決定に付した条件

1. 補助金等の交付に関する規則及び椎葉村循環型林業促進事業補助金交付要綱に従わなければならない。
2. 補助事業者は、この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え補助事業終了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。
3. 補助事業者は、補助金の交付を受けた場合は、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければならない。

（　文　書　取　扱　）